

録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、てにをはや言い回しなどを訂正しています。また補足説明をしている部分は () で示しました。正式なものは、議事録をご覧ください。

《総務部に関連する質問》

○よしまた委員

ふたつのテーマで質問します。

まず最初に、県庁の電力調達についてです。入札制度の導入を提案したいと思うんです。

1月に福島県に視察に行ってきました。直接の目的は再生可能エネルギーの促進のために地方自治体がどういう役割を果たせばいいだろうか学んでこよう、という事だったんですが、その中で、電力調達に競争入札を導入した自治体の例を聞いてきました。

例えば二本松市では、市の施設の7割に入札を導入した結果、7000万円の電気代節減効果があったそうです。

また福島で再生可能エネルギーにとりくんでいる団体から、大阪吹田市の取り組みを聞きました。1億7千万円の効果があり電気料金が3割減ったということでした。調べてみると各地で競争入札されているようです。

そこで伺います。県庁舎における電力入札の導入状況について教えてください。

○宇野行政経営管理課長

県庁舎の電力につきましては、当課が所管しておりますところで申し上げますと、本庁舎並びに合同庁舎となりますが、それぞれ東北電力株式会社との随意契約により調達しております。現在入札による電力調達は実施していないというところでございます。

このようなことから今年度におきまして、電力入札の導入可能性につきましては、検討を行ってきたというところでございまして、合同庁舎ごとに行われております電力調達事務を集約致しまして、当課におきまして一括して入札すると方向で現在準備を進めているというところでございます。

○よしまた委員

一応確認しておきますが、合同庁舎については競争入札を導入するという事で検討しているで良いですか？

○行政経営管理課長

ご指摘のように、合同庁舎についてという事で準備を進めているという事でございます。

○よしまた委員

分かりました。

目的についても触れておきたいと思うんですが、吹田市のHPにはこう書かれています。

「平成29年に吹田市電力の調達に係る環境配慮方針を策定し、電力の調達契約の競争入札を実施する場合に、再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等、環境に配慮した小売電気事業者から電力の調達を行います。」

こう書いていて、再エネ比率も重視しているということでした。

二本松市も再生可能エネルギーの導入に力を入れているんですが、担当者に聞きますと、入札ですから、落札するケースというのは色々あって、それが東北電力という場合もあると。それでも、電力料金が安くなるという事で良いと思っています、という事でした。

再エネとか環境考慮とか様々あるんですけど、今日はそこまで望みません。電気代を安くするためという事で、まず競争入札の導入を始めてみればと思っておりましたが、合同庁舎についてはやるという事でございました。

県が、電力調達に入札方式を導入する趣旨について伺います。

○行政経営管理課長

電力契約に付きましては、平成 28 年度の電力小売り全面自由化によりまして、新たな電力会社の市場参入というものが可能となったこと、また複数の施設の電力契約を一元化する取り組みが広がっていることなど電力の調達方法が多様化している状況でございます。

県では、合同庁舎における電力調達への入札方式の導入を行っていきたくと考えてございますが、その趣旨と致しましては、契約や支払い事務の一元化によって業務の合理化・効率化が図られること、また民間事業者の適正な競争によって一定程度の料金が縮減される事等の効果を見込んでいるというところでございます。

○よしまた委員

ぜひその効果が表れるようにを願っております。

次に、私学に関わる問題についてうかがいます。

昨年の年末に、私立学校施設の耐震改修状況の調査結果が出ました。

お伺いしますが、県内の私立学校における耐震化の状況についてお答えください。

○富谷総務学事課長

文部科学省が実施している私立学校施設の耐震改修状況調査によると、平成 31 年 4 月 1 日現在、本県の私立幼稚園・中学校・高等学校等における耐震化の状況は、全施設 319 棟のうち、耐震性のある棟数は 255 棟であり耐震化率は 79.9%となっております。

○よしまた委員

100%を目指していくという事になると思うんですが、耐震化の促進に向けて県はどのように取り組んでいるのでしょうか？

○総務学事課長

学校は生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、安全性の確保は極めて重要な問題である事から、県としてはこれまでも、耐震診断の実施を含む私立学校の耐震化推進に向けて関係団体の会合の場等の機会を捉えて助成制度の周知活用の呼びかけを行うとともに、関係する学校法人を訪問し、個別に要請するなどして来たところであります。

今後はこれまでの取り組みを継続しつつ、文部科学省の耐震改築の補助事業が来年度で終了する事から、未だ耐震診断を実施していない学校法人に対しては、耐震診断の実施、耐震化計画の策定提出を強く求めていくなどして、耐震化の一層の促進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○よしまた委員

来年度で今のところは終わる事になれば、来年度が勝負となると思いますので、ぜひこれは、こう言った方向で強めて頂きたいと思っております。

先日、弘前市で開催された「私学のつどい」に参加してきました。生徒・親・先生が力をあわせて私学助成の拡充などを求めて毎年開催されておりまして、高校生の活気あふれる姿からエネルギーをもらいました。

来年度から私立学校の実質無償化が始まります。それにともない、県が（これまで）出してきた助成をどうするのか、ということが問われてきます。

来週から議会が始まるので、その際のテーマになってくると思いますが、一言意見を述べさせていただきます。

昨年度でいえば、私立高等学校等就学支援費補助が 1 億 7 千万円ほど計上されてきました。実質無償化によってこの分は無くなる訳で、事柄の性格からいえば、別の形で私立高校に通う子どもたちへの支援に振り向けるべきだと思っています。今日報道も出ていましたがそういう検討状況で、明日議会で提案・審議されるという事ですので、一言その要望を述べておきたいと思っております。

《企画政策部に関連する質問》

○よしまた委員

私から二つのテーマを質問します。

まず公益通報者保護制度についてです。

実は最近ある相談を受けたんですが、その際、公益通報者保護制度によって守られるべき人物が、もしかして守り切れていないんじゃないのか、と思った事がありました。

いま政府や与党の中でも制度の見直し議論が出ているようですが、今日はまず、公益通報者保護制度の概要についてお伺いします。

○白山広報公聴課長

公益通報者保護制度は事業者等による、一定の法令違反行為を内部の労働者が通報する事を「公益通報」として、この公益通報をした事を理由とする公益通報者の解雇の無効と並びに公益通報に関し、行政機関等が取るべき措置を定める事により、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命・身体・財産・その他の利益の保護に関わる法令の規定の順守をはかり、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とするものです。

公益通報とは、労働者が不正の目的でなく、労務提供先等について通報対象事実が生じ、また生じようとする旨を通報する事とされ、また通報対象事実とは、国民の生命・身体・財産・その他の利益の保護に係る法律として定められているものに規定する罪の犯罪行為の事実等とされています。公益通報の通報先としては、1 事業者内部、2 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関、3 行政機関以外のその他の事業者の外部の3つがあり、このうち行政機関への通報には、通報対象事実が生じ又は生じようと信ずるに足りる相当の理由がある事が必要とされています。

これらの要件を満たして公益通報した労働者は、公益通報した事を理由とする解雇の無効、その他不利益な取り扱いの禁止等の保護

を受け、一方公益通報された行政機関は、必要な調査、適切な措置をとる義務を負います。

本県では知事部局における外部の労働者からの公益通報の受付窓口を広報広聴課の行政相談室としております。

○よしまた委員

県の対応という事で言うと、事業者内部の公益通報というのはありえます。当然、県庁内で通報したいという職員がいた場合あり得ますが、今日はそういう事を想定せず、県が行政機関として権限を持つ場合のケースに絞ってお聞きしたいと思うんですが、先ほど窓口での受付という事でしたが、仕組みの問題でお聞きします。

窓口（通報者が）来た場合のことはわかりました。窓口に来ない場合、色んな形で権限を持った所に色んな通報が来るという場合がありますが、その場合も公益通報保護の対象としてなりうるという事で良いのでしょうか？

○広報広聴課長

本県では、外部の労働者からの公益通報については先ほど申し上げた通り、広報広聴課が窓口になっておりますけれども、それ以外でも、事務を所管する担当課等のおいても通報を受け付ける事ができる体制としております。

○よしまた委員

県に対する外部の労働者からの公益通報について、近年の件数について伺います。

○広報広聴課長

県に対する外部の労働者からの公益通報、いわゆる外部通報の過去3年の受付件数を申し上げますと、平成28年度1件、平成29年度0、平成30年度1件となっております。

なお平成30年度1件については、県が処分等の権限を有しない通報であった事から、

通報者に対して権限を有する行政機関を教示したものです。

また今年度の外部通報の受付件数を1月現在で申し上げますと3件でございます、その内受理したものは2件、県が処分等を有しない通報であったために通報者に対して権限を有する行政機関を教示したものを1件となっています。

○よしまた委員

冒頭に紹介したケースがこの3年かどうかというのは別の問題なんです、その時に県の方が、公益通報者保護制度を自覚していないんじゃないかなと思う場面もありました。もちろん自覚していないからと言って公益通報者が不利になるような対応をしたと決めつけている訳ではありません。きちんと対応して頂いていると思っておりますが、しかし、公益通報者として保護の対象になるという事を県職員が自覚して運用される事が必要だろうなと思いました。

県職員に対してこの制度をどのように周知されているのかをお聞きします。

○広報広聴課長

本県では庁内における公益通報者保護制度の適切な運用を図るため、年度当初に開催する広報公聴責任者会議において、知事部局における外部の労働者からの公益通報等の処理を定めた労働者からの公益通報等に関する事務処理要領を配布するとともに、庁内のイントラネットを介し、職員が何時でも参照できる電子データとして、当該事務処理要領の他事務処理に係るポイントあるいはフロー等を掲載し公益通報の適切な処理について周知をしている処です。

○よしまた委員

ぜひそういう努力を強めて頂きたいと思うんですが、最後に県民に対して、この制度の周知はどうしているのか教えてください。

○広報広聴課長

公益通報者保護制度については国の消費者庁についてホームページなどの政府広報媒体や制度に関する説明会・研修会等により広く周知を図っている他、県のホームページにおいても公益通報の概要あるいは県庁内の公益通報受付窓口をお知らせしているところです。

県としては引き続き、県庁ホームページの活用等により県民に対する当該制度の周知に努めて参りたいと考えております。

○よしまた委員

制度の仕組みそのものの問題ですが、この制度は公益通報者を守るうえで十分なものにはなっていません。

先日は弁護士のみなさんが東京でシンポジウムを開いたようですが、一番課題になっていたのは、報復という問題です。報復を恐れて公益通報ができない。それは罰則がないからだというような事が議論になっているようです。

制度そのものに弱点があり、改正に向けた議論も国であるいは与党でされているようですが、いまある制度は制度として十分に機能を発揮してもらうように努力を求めたいと思います。

もう一つ、長期人口ビジョンについて伺います。

これも来週からはじまる議会に、「まち・ひと・しごと創生 青森県長期人口ビジョン」が改定されて報告されるようですので、そういう事を前提にやりたいと思うんですが、人口減少は言うまでもなく大きな課題です。

青森県人口80万人ということを感じた、さまざまな施策・ビジョンが必要だと提言されている研究者もいらっしゃいますが、それが1割減って72万人のビジョンになったという事になるようです。

同時に、高校再編などは典型ですが、「人口減少」と言えば何でも許されるというような感じになっていないか、という事も感じま

す。

今日は、政策論ではなく入り口の問題をいくつかの聞いておきたいと思います。

まず人口動態の推移という事を考えた時に、「定着」とか「人口流出」とかが話題になります。社会動態という側面ですね。それはそれでとても大事な課題です。ビジョンを見ても2020年以降社会減が縮小し始めると。72万人という事も考えた時の一つの過程になっている訳で、社会動態をどうするかが大事な課題で、そのために県政が何をすることが大事な事で私も思う事もいろいろあるので提起していきたいと思っていますが、同時に、現状では、社会動態以上に自然動態が大きくなっています。

確認しておきたいんですが、本県人口の自然動態と社会動態のこれまでの推移はどうなっていますか？

○田中企画調整課長

青森県の人口の自然動態と社会動態のこれまでの推移についてお答えいたします。

青森県の総人口は1983年の約153万人をピークに減少してきておりまして、県が毎月公表しております推計人口は直近の2020年1月時点で124万3000人となっております。

総人口の動きを自然動態と社会動態に分けますと、人口のピークとなった1983年までは自然動態の増加が社会動態の増加を上回り、人口が増加していたという状況でございました。

1984年に社会動態の減少が自然動態の増加を上回り人口減少に転じております。社会動態は景気動向と連動して増減する傾向がございますものの、従いまして、年によってはその幅に違いがありますものの、一貫して社会減の状態が続いておりまして、近年では年6000人前後の減で推移してございます。一方自然動態ですけれども、戦後から高度成長期にかけてまして年間1万5,000人を超える規模の自然増となっておりますが、その

後合計特殊出生率の低下や女性人口の減少などによる出生数の減少と高齢化などによる死亡数の増加によりまして長期的な減少傾向となっております。

1999年には自然動態が初めてマイナスとなりまして、以降は自然減、社会減の両面で人口減少が進んでおります。

また委員もご指摘なされましたが、2010年以降は自然減の幅が社会減の幅を上回る状態となっております。直近の2017年10月から2018年9月までの1年間では自然減が9946人、社会減が5820人となっております。

○よしまた委員

一言でまとめますと、自然減よりも社会減の方が少ない。社会減を上回る自然減になっているという事ですが、これは今後も推計としては続く傾向になるでしょうか。

○企画調整課長

先程申しあげました通り、社会減というのは景気動向等に左右されてその幅は年によって違いが生じますものの、絶対数としての人口が減っているという状況にあっては、社会減の拡大というのはそれほどの大きな幅はない一方で、自然減に付きましては、今後高齢化が進んでいる中によって、死亡される方は一定の数があるであろうという事を考えますと、今後も当面は自然減の方が大きいと見込まれるところでございます。

○よしまた委員

自然減の方が大きくなるという事が今後の傾向としても続くという事でした。

人口という事を考えるとですね、人口減少という事を考えると慣性（モメンタム）が働くということをよく見る必要があると思います。

人口置換水準は2.07と言われていますが、国全体で言うのですよ、合計特殊出生率が2.07を下回ったのは1974年。私が生ま

れた年なんです。ところがすぐに人口が減ったわけではない。人口が減少を始めたのは2015年。その間、40年にわたって人口が増え続けてきた訳ですね。そこには人口増えるという慣性、出産可能年齢期の女性の数が多いことなどによって生み出されるモメンタムがあったと思います。

現在は人口モメンタムが減少する慣性になっている。だから社会動態以上に自然動態が減じていく理由はここにあると思います。

人口が減るという事を経済の縮小を宿命とせずですね、一人ひとりが大切にされる行き届く経済社会構造をを造っていく事が求められていると思います。子育て環境などの問題もその一つなんです、大きくて良いので、本県人口の将来展望についても伺います。

○企画調整課長

本県人口の将来展望についてお答えいたします。

県が先日、「まち・ひと・しごと創生青森県長期ビジョン2020年改訂版」の案を公表させていただきました。この中では青森県が目指すべき将来の方向に沿って対策を進める事によって3つの仮定がありますが、「合計特殊出生率が2030年に1.8、2040年には2.07まで上昇するということ」「平均寿命は2040年に全国平均並みとなること」「社会減が2020年以降縮小し始め2045年に転出転入が均衡すること」。その3つの仮定で推計致しますと、2080年以降、青森県の総人口は約72万人程度で安定するという推計を示させて頂いております。

またこれを年齢3区分別で見ますと、年少人口が2035年まで、生産人口が2055年までそれぞれ減少を続けますものの、その後は増加に転ずる見込みになってございます。

青森県では特殊出生率が2009年の1.26を底に2016年の1.43まで上昇してきておりまして、今回お示ししました将来展望においては引き続き上昇続けるものと仮定の元で推計を行っておりますものの、当面は女性の

人口の減少などにより、年少人口と生産年齢人口の減少が続くものと見込まれるところでございます。

○よしまた委員

人口推計というのは、国連などではPopulation projectionというそうです。つまり人口投影。プロジェクターで投影するように、現在の経済・社会構造を将来というスクリーンに投影したものと考えられています。

そういう意味では、将来推計を将来のものだけとせず今の問題としてとらえ、人口減少を生み出した経済・社会構造を転換することが求められていると思う。先ほどおっしゃった72万人のその仮定で言っても、一番新しく問われるのは2020年以降に社会減が縮小し始めると(いうことですよ)。2020年って今年ですからね。直ちに社会減は縮小することが前提になっていて、直ちに問われてくると。私も議会でしっかりと提案したいと思いますが、以上で終わります。

《危機管理局に関連する質問》

○よしまた委員

コロナの事で一言申し上げておきます。

私達(日本共産党青森県議団)も1月31日に緊急に県に申し入れを行いました。対策を万全にという事でその時点で考えている事を提起したわけですが、いま事態がさらに広がってるという事で県も対応されたという事です。さらに万全を尽くして戴きたいと思っております。

全国の状況から対応が必要である、すでに分かっている事もいくつかあります。検疫の体制の問題——特にクルーズ船の問題は上手く行っていない訳で、そこから専門家の知見を得るだとか、部屋を分けるだとか、そういう事をしっかりと今から情報収集しておく。さらに検査機器を拡充すること、医療機関の

情報提供ですね。医療機関への情報提供とも県民に対してどこに行けばいいのかという情報提供など、今からさらに必要だと分かっている事だと思っておりますので、対策本部の中でしっかり検討頂きたいと思っております。

さて、お聞きしたいのは三沢基地に関連するいくつかです。

まず11月におきた米軍F16による模擬弾落下の事案についてです。

この問題では先月、委員会で防衛省に要望活動も行ってきました。防衛省からも重大な事案だという認識が示されました。

この問題の前提は模擬弾が見つかる事です。見つからない限りは、模擬弾だったのかどうかすら物的に証明できません。

そこでしょうかいますが、模擬弾の回収について現在どういう状況でしょうか。

○古川防災危機管理課長

昨年12月下旬に米軍が実施した回収作業では模擬弾は見つかりませんでしたところですが、現在の状況について東北防衛局に確認したところ、その後捜索活動は行われておらず、現在、今後の捜索方法等について米軍と東北防衛局が協議しているとの事です。

県では米軍に対して原因究明と再発防止策が講じられるまで、模擬弾を使用した訓練を自粛を要請しており、これまでのところ模擬弾を使用した訓練は再開されていないと認識しておりますが、米軍においては県民の皆さま方の不安も踏まえ、地元の理解を得ながら丁寧な対応をするべきだと考えております。

県としては引き続き、防衛省等との関係機関を通じて、米軍の対応等、事態の推移を注視し、地元自治体と連携しながら適切に対応していきたいと考えております。

○よしまた委員

なかなか事態が進まなくて、そうした苛立ちも募ってくると思っておりますので、強く要請して頂きたいと思うんですが、答弁されたように県の姿勢は、この事故の原因究明・再発防

止がなされなければ模擬弾を使った訓練はしないようにという（ものです。この）県の姿勢は私も共有します。

しかしF16に模擬弾が装着されているかどうかは分からないはずなんですね。米軍は教えてくれないと思っております。県のこの立場を米軍が守っているかどうかが一番端的にわかるとすれば、それはF16が飛行しないことです。しかしF16は飛んでいます。県が繰り返し、デモフライト訓練の中止を要請していることからわかります。

お聞きしますが、デモフライト訓練というのはどういう訓練でしょうか？ 模擬弾落下後の訓練回数とあわせて答弁ください。

○防災危機管理課長

米軍三沢基地所属F16戦闘機によるデモフライト訓練については、操縦者の技量の維持や、航空イベント支援の為に事前訓練等を理由として、三沢飛行場上空において行われる訓練であり、急上昇急降下急旋回を伴うものであると承知しております。

また模擬弾落下事案が発生した11月6日以降、デモフライト訓練は日数で5日、訓練回数で10回実施されております。

○よしまた委員

県はこの訓練の中止を求めています、その理由について教えてください。

○防災危機管理課長

県ではデモフライト訓練について、市街地に近接した三沢飛行場上空で行われる危険な飛行訓練であるとともに、三沢飛行場周辺住民に対し多大な騒音被害を与えている事から、これまでも事前連絡のある都度、米軍及び東北防衛局に対して訓練を中止するようを要請し、また渉外知事会の要望活動等の機会を通じて米側及び防衛省に対しての訓練の中止を要望しております。

○よしまた委員

危険だと。それから騒音の事もあるという事でこれも私は共有する立場です。

1998年イタリアで、低空飛行訓練中の米軍機がロープウェーのケーブルに接触し20人が死亡するという事故がありました。この時イタリアは、米国との交渉の結果、米軍機の飛行にイタリア当局の許可を必要とする合意を結びます。当時のイタリア側の交渉代表者だった元空軍参謀長が「しんぶん赤旗」のインタビューに答えました。いうまでもなく、軍事・外交・対米関係では意見が違う方です。こう言っています。

「日本の米軍基地に駐留する米軍要員が日本の国内法の順守を免除されているというのは考えられない事です。日米関係を守るためにも、新たな合意に書き換える必要性について真剣に検討すべきです」

イタリアの空軍参謀長だった人が、「日米関係を守るためにも」と言っていることは重いと思うんです。

現在、県も地位協定の改定を求めて声を上げてますが、それが主権国家として最低限のものだということを模擬弾落下事案は教えているということを指摘しておきます。

次にF35ですが、昨年4月に自衛隊機が墜落した訳ですが、F35について最近、米国で新たな報告書が発表されました。これも赤旗で紹介されていたもので恐縮なんですけど紹介させてください。

米国防総省の運用試験評価局が1月30日に米議会に提出した年次報告書ですが、そこではF35について、873件の未解決の欠陥が残っており、うち13件は作戦の有効性や安全性に影響をあたえるカテゴリー1に分類されている。報告書によると、「欠陥を修正しても、新たな欠陥が発見され続け、結果としてわずかな減少にとどまっている」と指摘しています。

昨年4月のF35の事故の際、航空自衛隊三沢基地所属のF35A戦闘機に欠陥はないという認識でしたが、現在でもその認識変わらないのでしょうか？

○防災危機管理課長

県としてはF35A戦闘機を始めとした自衛隊機の安全性は住民はもとより、搭乗員の生命及び我が国の防衛に関わる重要事項であり、国が最大の注意を払って必要な対策を講じていると認識しております。

今後とも基地の運用をともなって民生安定が損なわれる事があってはならないとの考えのもと、地元自治体と密接に連携しながら適切に対応してまいりたいと思っております。

○よしまた委員

このアメリカ議会に出てきた報告書は、ぜひ入手して研究して頂きたいと思えますし、あるいは先ほど答弁されたように防衛省・国が最大の責任を持っているという事であれば防衛省にしっかりと入手して研究せよと（いうべきです）。アメリカの中の正式報告ですから。これは立場が違っていても真相を究明するという姿勢の問題ですから、材料が新たに分かれば真摯にその知見を吸収するという事を求めておきます。

最後にオスプレイですが、2月4日、米軍三沢基地に、北海道で行われている日米共同訓練に参加する米軍のオスプレイが飛来したと報道がありました。

県に事前の連絡はあったのでしょうか？

○防災危機管理課長

2月4日の米軍三沢基地へのオスプレイ飛来について、事前に連絡はなく、東北防衛局に確認したところ、米軍からの連絡が無かったとの事です。

県では渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、いわゆる“渉外知事会”を通じて、航空機の飛行に関する事前通報に関して、米側及び防衛省等に要望してきたところであり、米側は地元の要望に真摯に対応すべきであると考えております。

県としては今後とも、基地の運用にとも

なって民生安定が損なわれる事があるとはならないとの考えのもと、地元自治体と密接に連携しながら、適切に対応して参りたいと考えております。

○よしまた委員

事前には分からなかったという事ですが、現在の時点でオスプレイが来たという事実は掴んでいらっしゃるのでしょうか？

○防災危機管理課長

事実は承知しておりません。

○よしまた委員

結局、報道ベースでしかわからないということだと思うんです。

飛来したかどうかという程度の事まで分からないのは問題だと思うんです。どこまでも米軍が主で県民が従というのであれば、この関係は健全ではありません。

冒頭に紹介したイタリア空軍の元参謀長はこうも言っています。

「(米軍の飛行をイタリアの許可制にした交渉の中で) 私は米国にこう言いました。『あなた方はこれを受け入れなければならない。わが国においては、我々が全面的に主権を持っているからだ』」。

主権国家同士のあり方としてはこれがグローバルスタンダードなわけです。県は県で県民の立場を守るという事でしっかりと、こうした態度からも学んでですね、対応して頂きたいと思います。

この点でも地位協定の改定は最低限必要だと再度強調して終わります。